

八戸市農業委員会 11 月総会議事録

日時：平成 29 年 11 月 10 日（金）午後 1 時 30 分
場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席した委員

農業委員数：19 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、
5 番 釜石 幸史朗、6 番 内沢 豊、7 番 谷地 秀典、8 番 村上 正憲、
9 番 西野 茂雄、10 番 明戸 政勝、11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、
13 番 松橋 剛志、14 番 寺沢 和則、15 番 赤坂 英夫、16 番 阿達 福壽、
17 番 狛守 文宏、18 番 長根 昭男、19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：21 名

1 番 木村 弁一、2 番 坂下 彌一、3 番 河原木 一実、4 番 田名部 浩、
6 番 清川 新一、7 番 赤坂 力雄、8 番 田中 忠二、9 番 三浦 勝浩、
10 番 山田 貴光、11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、13 番 橋 由正、
14 番 荒川 喜一郎、15 番 高橋 勝男、16 番 高橋 政典、17 番 金谷 由松、
18 番 坂 文雄、19 番 松倉 賢六、20 番 上明戸 桂、21 番 森 庄次郎、
22 番 森 光男

欠席した委員

農業委員：なし

農地利用最適化推進委員：5 番 大久保 秀幸

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司
主幹 大里 知矢、技師 深堀 成美、主事 田中 野、技能技師 小笠原 衛

上村事務局長

それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。
本日は、大久保推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面をご覧ください。

唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。

次に、本日の議案のうち、議案第 32 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてと、議案第 35 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認については、農業委員が当事者となっている事案がございます。当事者となっている委員につきましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の説明の際、会長の案内によりご退室いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

会長

本日は大変お忙しい中、出席していただきまして、誠にありがとうございます。台風 21 号は、雨や風が強い台風でしたが、農作物への被害の報告はなく、通り過ぎていってくれました。また、稲刈りは飼料用米や足元が悪いところが少し残っているみたいですが、11 月に入っておりますので、もう少しで終わるところかと思っております。また、先月 26 日、27 日に三八地区農業委員会連絡協議会で福島県南相馬市えこえね南相馬研究機構のソーラーシェアリング事業を視察してまいりました。農地と太陽光発電の共存に取り組んでいて、八戸市農業委員会でも視察に行ったことがあります。そのときはソーラーの下に大豆を植えていましたが、今回視察したところは、ソーラーの下にカボチャを栽培しておりました。カボチャはつるが地面を這うので、雑草の対策になり、栽培に手間がかからないし、いいアイデアだと思いました。立冬を迎え、朝夕と日中との寒暖の差が大きくなりますので、くれぐれも体調に気をつけて農作業にあたっていただきますようお願いいたします。本日も議事、議案、協議案件、慎重審議の上、ご協力よろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1

会長

日程第1、議事録署名者の指名を行います。
お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。
(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。
議事録署名者に、10番 明戸政勝委員、11番 山内光興委員、両氏を指名いたします。

日程第2

会長

次に、日程第2、議案第30号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。
それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

松倉委員

松倉から報告いたします。去る10月31日、松橋農業委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、資料1ページ、番号41番から43番を調査してまいりましたので報告いたします。

3条41番

41番ですが、調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は賃貸借です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはなく、作付計画は、にんにくを栽培するそうです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は15kmで、耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化、休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。農業経験は2年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女1人で、うち農業専従者は男2人でございます。農機具保有状況は、トラクターを渡人から借用し、今後は種子供給機、ハーベスタ、ルートシェーバーを導入予定だそうです。

3条42番

続きまして、42番ですが、調査には、両者とも代理人が委任状を持って出席しました。両者の関係は兄弟です。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはなく、作付計画はそばを栽培するそうです。受人は65歳以上ですが、同居の息子が後継者としております。過去3年間における農地の取得・売却事例については、受人が平成29年3月と8月に畑を取得しています。通作距離3kmで、耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。地域農業への影響はありません。農業経験は40年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち農業専従者は女1人でございます。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、耕運機、草刈機を各1台所有しています。

3条43番

続きまして、43番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはなく、作付計画は、ながいもを栽培するそうです。受人は65歳以上ですが、同居の娘がいます。

申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離40kmで、耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化、休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。農業経験は50年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者も男1人、女1人でございます。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、刈払機を各1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

坂下委員

続きまして、坂下から報告いたします。去る10月31日、加藤農業委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、資料2ページ、番号44番と45番を調査してまいりましたので報告いたします。

3条44番

44番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は兄弟です。態様別は贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはなく、作付計画は、じゃがいも、だいこん、ねぎを栽培するそうです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は13kmで、耕作道はありませんが、道に通じる隣地の通行承諾書が提出されています。受人の耕作地なし。農地集団化、宅地化なし。休耕地・山林地あり。地域農業への影響はありません。農業経験は20年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女3人で、うち農業専従者は男1人、女2人でございます。農機具保有状況は、田植機、トラクター、バインダー、軽トラックを各1台所有しています。

3条45番

続きまして、45番ですが、調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小です。申請地の貸付けはなく、作付計画は、ワイン用のぶどうを栽培するそうです。申請人の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離10kmで、耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化、休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。農業経験は5年で、年金、税猶予等はありません。従業員は男2人、女1人で、兼業者も男2人、女1人ですが、今後は管理人をおく予定だそうです。農機具保有状況は、軽トラック、トラクターを各1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

下館委員

続きまして、下館から報告いたします。去る10月31日、加藤農業委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、資料2ページ、番号46番を調査してまいりましたので報告いたします。

3条46番

受人、渡人の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は贈与です。申請理由は農業後継者への生前一括贈与というこ

とです。申請地における受人の作付計画は、ミニトマトとりんご。農業後継者ありで、息子さんがやるそうです。過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、受人は今年の10月に畑を1反4畝ほど取得しています。申請地の周囲の状況ですが、通作距離は1.0～1.8kmで、耕作道あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。農業経験は46年で、年金、税猶予等はありません。従業員は男1人、女2人で、農業専従者は女2人です。農機具保有状況は、トラクター、乗用草刈機、管理機を各1台、軽トラックを2台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3
会長

次に、日程第3、議案第31号、平成29年度第8号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第31号、平成29年度第8号八戸市農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。資料3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借7件、使用貸借1件の計8件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手3名、貸し手8名で、利用権設定面積は37,068㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4年間使用貸借するものでございます。

利用集積2番～6番

番号2番から次ページの番号6番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年

利用集積 7 番、8 番

間賃貸借するもので、賃借料につきましては水利費でございます。

4 ページをご覧ください。番号 7 番、8 番は、あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当たり年間 1 万円でございます。

公告年月日は、平成 29 年 11 月 16 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

会長

次に、日程第 4、議案第 32 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたしますが、本議案の中には、加藤委員が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、加藤委員は退室願います。

(加藤委員退室)

会長

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第 32 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてをご説明いたします。資料 5 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借 3 件となっております。借り手の人数につきましては 1 名で、利用権設定面積は 21,785 m²でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている、公益社団法人あおもり農林業支援センターですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、

農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、番号1番と2番は、先程の議案の農用地利用集積計画に関連する案件でございます。それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番～3番

番号1番から番号3番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、長いも、ゴボウを作付けするために、番号1番と2番は、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間1万円でございます。番号3番は、7年3ヶ月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間8万円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

加藤委員の入室をお願いいたします。

(加藤委員入室)

日程第5
会長

次に、日程第5、議案第33号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

松橋委員

松橋から報告します。去る10月31日、加藤委員と別館7階会議室Aにおいて、議案第33号の22番を調査して参りましたので報告します。

5条22番

資料7ページをお開き願います。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は本人、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は売買。転用目的は、受人所有地へ行くための通路です。実施計画は、平成

29年12月1日から平成29年12月30日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、切土・砂利敷きをして地盤整備します。立地条件は、八戸市交通部から南側約360mに位置し、原野・畑・宅地に囲まれております。市道に接続しており、用排水路はありません。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

加藤委員

続きまして加藤から報告します。去る10月31日、松橋委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、議案第33号の23番を調査して参りましたので報告します。

5条23番

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は使用貸借。転用目的は携帯電話無線基地局設置工事の仮設工事用地で、仮設トイレ1棟、資材置場、駐車場として利用します。実施計画は、平成29年11月20日から平成30年1月19日。2ヶ月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は自己資金。他法令との関連は、農用地区域内ですが除外不要、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、仮囲い、バリケード、敷き鉄板を設置します。立地条件は、八戸市農業経営振興センターから北東側約250mに位置し、畑に囲まれ、市道に接しております。農地区分は農用地区域内農地ですが、許可相当と判断した理由は、一時転用は不許可の例外にあたるためです。経営移譲年金受給、相続税猶予、贈与税猶予は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第6
会長

次に、日程第6、議案第34号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。
それでは、事務局から説明願います。

小笠原技能技師

事務局小笠原から、議案第34号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明いたします。

平成29年度の荒廃農地調査により、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地、B分類と思われる農地について、総会において農地・非農地の判断をしていただき、非農地と決定された土地については、農地台帳からも除き、以後、農地として取り扱わないこととするものです。

荒廃農地の判断基準では、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するものとされています。

それでは、内容についてご説明いたします。資料の9ページから12ページにわたる荒廃農地関係資料一覧表をご覧ください。今回判断していただく土地は、平成29年6月2日から10月6日までの間に、10回調査した農地のうち、非農地と思われる土地80筆、約16.5haでございます。別冊の現地写真及び位置図とともにご覧ください。

荒廃農地1番～3番

番号1番から3番までは、6月2日に坂下委員、和泉委員、木村委員により現地を調査した土地で、番号1番から3番は位置図ではA付近で、現地写真は1ページの1番から3番です。

荒廃農地4番
～10番

次に、番号4番から10番までは、6月16日に三浦豊委員、三浦慶一委員、赤坂委員により現地を調査した土地で、番号4番は位置図ではB付近で、現地写真では2ページ4番です。番号5番から10番は、位置図ではC付近で、現地写真は2ページ5番から4ページ10番までです。なお、3ページの7番・8番は国道104号線の昼場バス亭付近から北側にある青い森鉄道の線路に向かって約250mの所で2ページの5番・6番に隣接する所ですが、草木が生い茂り近くまで行く事が困難だったために航空写真とさせていただきます。

荒廃農地11番
～26番

次に、番号11番から26番までは、6月30日に大沢委員、小笠原委員、清川委員により現地を調査した土地で、位置図ではD付近で、21番は豊崎町に近いので位置図ではB付近にしました。現地写真は4ページ11番から9ページ26番までです。なお、4ページの11番から6ページの16番までは、国道45線の南部山公園通りのバス亭付近から西側に200m位の所にある並びの田ですが、草木が生い茂り近くまで行く事が困難だったために航空

<p>荒廃農地 27 番 ～36 番</p>	<p>写真とさせていただきます。</p> <p>次に、番号 27 番から 36 番までは 7 月 7 日に松橋委員、下館委員、高橋委員により現地を調査した土地で、番号 27 番から 33 番は位置図では E 付近で、現地写真は 9 ページ 27 番から 11 ページ 33 番となります。番号 34 番から 36 番は位置図では F 付近で、現地写真は 12 ページ 34 番から 12 ページ 36 番までです。</p>
<p>荒廃農地 37 番 ～45 番</p>	<p>次に、番号 37 番から 45 番までは、7 月 21 日に籠田委員、西野委員、釜石委員により現地を調査した土地で、位置図では G 付近で、現地写真は 13 ページ 37 番から 15 ページ 45 番までです。なお、13 ページの 39 番から 14 ページの 42 番までの現地調査の際に撮影した写真が分かりづらいため航空写真とさせていただきます。</p>
<p>荒廃農地 46 番 ～50 番</p>	<p>次に、番号 46 番から 50 番までは、8 月 25 日に馬場委員、荒川委員、橋委員により現地を調査した土地で、番号 46 番から 49 番は位置図では H 付近で、現地写真は 16 ページ 46 番から 17 ページ 49 番となります。番号 50 番は位置図では I 付近で、現地写真は 17 ページ 50 番です。</p>
<p>荒廃農地 51 番 ～56 番</p>	<p>次に、番号 51 番から 56 番までは、9 月 1 日に寺沢委員、村上委員、金谷委員により現地を調査した土地で、位置図では J 付近で、現地写真は 17 ページの 51 番から 19 ページの 56 番までとなります。</p>
<p>荒廃農地 57 番 ～66 番</p>	<p>次に、番号 57 番から 66 番までは、9 月 15 日に明戸委員、内沢委員、上明戸委員により現地を調査した土地で、位置図では K 付近で、現地写真は 19 ページの 57 番から 22 ページ 66 番までとなります。</p>
<p>荒廃農地 67 番 ～73 番</p>	<p>次に、番号 67 番から 73 番までは、9 月 29 日に山内委員、狛守委員、森庄次郎委員により現地を調査した土地で、番号 67 から 71 番は位置図では J 付近で、現地写真は 23 ページの 67 番から 24 ページの 71 番までとなります。番号 72 番、73 番は位置図では K 付近で、現地写真は 24 ページ 72 番から 25 ページ 73 番までです。</p>
<p>荒廃農地 74 番 ～80 番</p>	<p>次に、番号 74 番から 80 番までは、10 月 6 日に谷地委員、齋藤委員、三浦勝浩委員により現地を調査した土地で、番号 74 番から 80 番は位置図では N 付近で、現地写真は 25 ページの 74 番から 27 ページの 80 番までとなります。26 ページの 76 番は面積が 2.8 m²と狭いですが、写真の側溝の左側に幅約 30cm 長さ約 10m の細長い土地で、次の 77 番の土地と一帯となっています。</p> <p>以上、ご説明いたしました土地は、いずれも森林原野化が著しく農地の復旧は困難な土地との意見でした。つきましては、この 80 筆の土地について、非農地として判断することをお伺いするものです。なお、今回、非農地と判断された土地につきましては、農地台帳上、非農地として取り扱われますが、登記簿上の地目につきましては、所有者が変更登記をする必要がある旨申し添えます。</p> <p>また、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃お忙しい中パトロールに参加していただきましてありがとうございました。荒廃農地のパ</p>

トロールについては、これからもよろしくお願ひいたします。
以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

三浦委員

はい。

会長

三浦委員。

三浦委員

所有者が地目変更をする必要があるとのことですが、期限は設定されているのでしょうか。

寺沢 GL

地目変更の期限は特にございません。ただ、早めにやったほうが後々問題がないと思います。次の代へ引きずることがないようにという点では、早めにやったほうがいいと思います。

三浦委員

法務局で登記変更すると思いますが、その後農業委員会に地目変更したというのは報告する必要があるのでしょうか。

寺沢 GL

法務局で地目変更されますと、最終的に資産税課経由で情報が農業委員会に来ますので、改めての報告は必要ございません。

会長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

会長

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。
よって本案は非農地として判断することに決しました。

日程第 7
会長

次に、日程第 7、議案第 35 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認についてを議題といたしますが、本議案の中には、法人の役員として、私と村上委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間の議事進行は、馬場職務代理者にお願ひし、私

と村上委員は退室いたしたいと存じます。

(会長、村上委員退室)

会長職務代理者

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第 35 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認についてをご説明いたします。

まずはじめに、資料とは別にお配りしております、議案第 35 号参考資料と書かれてある資料をご覧ください。

農地所有適格法人については、農地法第 6 条の規定により、毎年、農地等の権利を有する市町村の農業委員会に、事業の状況等を報告することとなり、農業委員会では、その報告を基に、農地所有適格法人の要件について、審査を行うこととなっております。

農地所有適格法人の要件ですが、1、組織形態要件として、法人の組織形態が会社法人である株式会社や農事組合法人などであること。2、事業要件として、直近する 3 か年の農業に係る売上高が事業全体の売上高の過半を占めていること。3、構成員・議決権要件として、農業関係者が総議決権の 1 / 2 を超えていること。4、役員要件として、役員の過半の者がその法人の農業常時従事者であり、かつ、役員または重要な使用人のうち、1 人以上が農作業に 60 日以上従事するものであること。となっております、農地所有適格法人は、これらの要件をすべて満たす必要があります。

それでは、資料の 13 ページをご覧ください。今回報告書を提出した農地所有適格法人は、資料に記載のとおり 11 社でございます。なお、番号 10 番、11 番の法人は今年度から報告することとなった法人でございます。各法人の事業の種類、総売上高、構成員の総数、役員の総数は資料に記載のとおりでございます。審査の結果、いずれの法人もすべての要件を満たしておりますので、農地所有適格法人の要件に適合する旨、ご承認のほどよろしく願います。

以上、説明を終わります。

会長職務代理者

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長職務代理者

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長職務代理者

ご異議なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。
会長、村上委員の入室をお願いいたします。

(会長、村上委員入室)

日程第8
会長

次に、日程第8、報告第12号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

深堀技師

事務局の深堀からご報告いたします。この案件は、相続等届出の10月分でございます。資料の15ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料15ページ番号93番から資料17ページ番号101番までの計9件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、番号99番が希望ありで対応中、その他はなしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第9、日程第10
会長

次に、日程第9、報告第13号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第10、報告第14号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の10月分でございます。

まず4条からご報告申し上げます。資料の19ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条25番

番号25番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

続いて、5条につきましてご報告申し上げます。21ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 154番

番号 154番、転用目的は住宅1棟、物置1棟建築でございます。

5条 155番

番号 155番、転用目的は駐車場でございます。

5条 156番

番号 156番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 157番、158番

番号 157番、158番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 159番

番号 159番、転用目的は共同住宅2棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条 160番～162番

番号 160番、161番、162番、転用目的は店舗1棟建築、駐車場でございます。

次ページをお開き願います。

5条 163番～165番

番号 163番、164番、165番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条 166番

番号 166番、転用目的は建売住宅3棟建築でございます。

5条 167番

番号 167番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

5条 168番

番号 168番、転用目的は通路でございます。

次ページをお開き願います。

5条 169番、170番

番号 169番、170番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 171番

番号 171番、転用目的は駐車場でございます。

次ページをご覧ください。

5条 172番

番号 172番、転用目的は駐車場でございます。

5条 173番、174番

番号 173番、174番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 175番

番号 175番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第11

会長

次に、日程第11、報告第15号、農地改良届出についてを議題といたします。

事務局から報告願います。

深堀技師 事務局の深堀からご報告いたします。資料の 29 ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

改良届出 9 番 番号 9 番、着工年月日は平成 29 年 10 月 4 日で、使用した土の採取場所は売市一丁目地内、長根一丁目地内でございます。届出年月日、受理年月日は平成 29 年 10 月 2 日でございます。

改良届出 10 番 番号 10 番、着工年月日は平成 29 年 10 月 19 日で、使用した土の採取場所は大字尻内町字福田地地内でございます。届出年月日、受理年月日は、平成 29 年 10 月 19 日でございます。
以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 ご質疑なしと認めます。

日程第 12 会長 次に、日程第 12、報告第 16 号、農地転用の制限の例外該当届出について、事務局から報告願います。

大里主幹 事務局の大里からご報告いたします。資料の 31 ページをご覧ください。この案件は、農地転用の制限の例外該当届出の 10 月分でございます。
まず農地転用の制限の例外該当届でございますが、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条に規定されているものでございます。具体的には農地の保全のための用排水路や、農業用倉庫等の農業上の施設用地として、200 ㎡未満を転用する場合、届出をすれば転用許可が不要となるものでございます。申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

例外該当届出 6 番 番号 6 番、転用目的は、農業用倉庫 1 棟建築でございます。
申請内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。
以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 ご質疑なしと認めます。
以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後 2 時 25 分)